

東北町議会だより

第 57 号

発行 青森県東北町議会
編集 議会広報特別委員会
電話 0176-56-3111
内線 310
住所 東北町上北南四丁目
32-484



- ① 令和元年7月10日県下町村議会議員研修会
- ② 講師紹介をする 県町村議長会 笹倉副会長
- ③ 講演する伊藤惇夫講師
- ④ 熱心に耳を傾ける参加者

主

◆6月定例会で審議された議案等 2 P

な

◆一般質問に4人登壇 4 P

内

◆各委員会の活動 12 P

容

◆委員会報告 13 P

◎6月定例会

6月定例会は、6月7日招集され12日までの6日間の会期で開催されました。

今定例会では、町長より提出された報告案件3件、補正予算案件等14件、条例等に関する案件7件、計24件については、1件（特別職の給与に関する一部を改正する条例案）が否決、他は承認・原案どおり可決、教育委員会教育委員の任命、の人事案件が全会一致で同意と決定され、各常任委員会委員長報告、陳情・請願については、採択1件、産業建設常任委員会付託1件となりました。

また、本会議では4人の議員が一般質問に立ち、活発な議論を交わしました。

審議された議案等は以下のとおりです。

6月定例会で
審議された議案等

◎平成30年度東北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

報告済

◎平成30年度東北町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

報告済

◎平成30年度東北町土地開発公社事業報告及び決算報告

報告済

◎専決した事項の報告及び承認を求めることについて（平成30年度一般会計補正予算）

・予算の総額に1億1,751万4千円を追加し、総額を123億5,856万5千円とするものです。

全会一致で承認

◎専決した事項の報告及び承認を求めることについて（平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算）

・予算の総額から1億3,157万8千円を減額し、総額を23億6,541万5千円とするものです。

全会一致で承認

◎専決した事項の報告及び承認を求めることについて（平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算）

・予算の総額から10万円を減額し、総額を1億8,006万4千円とするものです。

全会一致で承認

◎専決した事項の報告及び承認を求めることについて（東北町税条例等の一部を改正する条例）

・地方税法等の改正に伴い、東北町税条例等の改正をするものです。

全会一致で承認

◎専決した事項の報告及び承認を求めることについて

（東北町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、東北町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正をするものです。

全会一致で承認

◎専決した事項の報告及び承認を求めることについて

（東北町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

・半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、東北町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の改正をするものです。

全会一致で可決

る固定資産税の特別措置に関する条例の改正をするものです。

全会一致で承認

◎令和元年度一般会計補正予算

・予算の総額から7,877万8千円を減額し、総額を112億6,122万2千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算

・予算の総額から238万6千円を減額し、総額を24億517万9千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算

・予算の総額に77万7千円を追加し、総額を1億8,137万3千円とするものです。

◎令和元年度介護保険特別会計補正予算

・予算の総額に771万4千円を追加し、総額を28億2,621万2千円とするものです。

全会一致で可決

全会一致で可決

◎平成30年度上水道事業会計補正予算

・予備費から26万1千円を減額し、同額を営業費用に追加するものです。

全会一致で可決

◎令和元年度介護サービス事業特別会計補正予算

・予算の総額に13万2千円を追加し、総額を2,216万円とするものです。

全会一致で可決

◎東北町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

・消費税法及び地方税法の改正に伴い、行政財産使用料の額を改正するものです。

全会一致で可決

◎令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算

・予算の総額から429万4千円を減額し、総額を1億271万2千円とするものです。

全会一致で可決

◎東北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

・消費税法及び地方税法の改正に伴い、道路占用料の額を改正するものです。

全会一致で可決

◎令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算

・予算の総額から555万7千円を減額し、総額を6億7,402万円とするものです。

◎東北町介護保険条例の一部を改正する条例

・低所得者の介護保険料軽減強化に係る介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

全会一致で可決

◎東北町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・職員の不祥事件の引責として、町長の給料月額10分の1、3箇月間減額及び副町長の給料月額10分の1、2箇月間減額するものです。

賛成少数で否決

(起立採決 賛成6、反対8)

◎町道の路線廃止

・町道347・369・372号線を起終点の変更に伴い、廃止するものです。

全会一致で可決

◎町道の路線認定

・町道290・336・343・347・349・369・372号線を町道認定するものです。

全会一致で可決

◎東北町教育委員会委員の任命

・東北町教育委員会委員として、久保田利子氏を任命するものです。

全会一致で同意

◎請願

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

全会一致で採択

種子法廃止による公共種を守るための請願

産業建設常任委員会に付託

◎発議

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

全会一致で可決

◎議員派遣(全議員)

・県下町村議員研修会
令和元年7月10日(水)

派遣

◎議会改革特別委員会設置

全会一致で設置

・6月12日次のように委員が選任されました。また、同日開催された委員会(組織

会)において、正副委員長が互選されました。

委員長 蛭沢正紀
副委員長 蛭澤正雄
委員 田嶋 悟
蛭沢達也
沼山浩幸
和田勇人
坂本直大



福祉センター温泉使用休止について

質問一



岡山 粕 男 議員

一般質問

4 議員 町政を問う

- ① 砂発生の原因は何か。
- ② 温泉使用休止により利用者は不便していると思うが、現状はどうかの対応について伺う。
- ③ 温泉再開の見通しについて伺う。
- ④ 上北保健センターの温泉は大丈夫か。
- ⑤ 6月10からの、送迎バスの利用状況。
- 6月5日の地方紙の記事に、温泉日帰りでも健康効果とありました。環境省が温泉の楽しみ方を新湯治として提唱している。湯治は短期間でも健康によいと指摘してありました。まさに我が東北町にはこの環境が豊富にあります。9つの温泉郷と4つの町の施設があります。そのほか、民間福祉施設にもあるようであります。温泉利用によって健康増進を図っていただけるものと思います。
- 掘削型温泉であるがゆえに、トラブルの発生は多々あるでしょう。民間温泉でもこのような事案はいろいろ聞いてあります。民間では非常に対応が早いようであります。老人福祉センターの場合の原因は何か、また現在の対応の状況をお聞かせいただけます。現在の温泉を休止しているわけでありますから、いつもの使用者は不便を感じているのではないのでしょうか。先日、毎戸配布のチラシでは、6月10日、昨日です。東北地区の利用者をバスによる送迎運行をいたしました。その状況も伺いたいと思います。
- 次に、休止中の温泉井戸の再開は可能なものなのでしょうか。それとも新たに掘削をするかなどの見通しをお聞かせください。上北保健福祉センターの温泉も年数が大分経過しているようでありますが、温泉井戸は大丈夫でしょうか。メンテナンスの状況等をお伺いしたいと思います。両福祉センターの温泉は、高齢者の健康増進のためにも欠かせない施設になっていると思います。公共温泉施設の今後のトラブル発生防止のために対策が必要と思いますが、考えを伺います。
- 以上、よろしく答弁お願いします。

答 弁

町 長

- ① 調査結果では、外側管250メートル付近の管のつなぎ目から砂と水の流入が確認されたことが原因と考えられる。
- ② 温泉休止により町民の皆様には大変ご不便をおかけしております。6月10日から、毎週月曜日と水曜日、東北町老人福祉センターと上北保健福祉センターとの間のバスの運行を実施して、当面はこの方法により利用者の不便解消を図りたい。
- ③ 当該温泉の再開は現状では難しいものと考えている。新たな温泉井戸の掘削を含め、検討をしている。
- ④ 改修工事から9年が経過、今後調査を実施し、継続可能な運営ができるよう対策を講じてまいりたい。
- ⑤ 6月10日の利用者は、

第1便32名、第2便8名の合計40名

一般質問通告のありました福祉センター温泉使用休止についての1点目、砂発生の原因は何かについてであります。が、当該温泉につきましては4月26日、東北町老人福祉センター浴槽内に目視で砂が沈殿していることが確認をされたことを受け、専門業者に温泉井戸の調査を依頼、調査内容といたしまして温泉内のポンプ本体及び揚湯管を引き上げ、ポンプ配管を調査し、次に外側管、ケーシング内にカメラを投入し、管の破損や砂、水の流入等がないかの撮影を実施したところであります。調査結果では、250メートル付近の管のつなぎ目から砂と水の流入が確認されたことから、これが原因と考えられます。

次に、2点目の温泉使用休止により利用者は不便をしていると思うが、現状はどうか、対応について伺うについてであります。温泉休止

により町民の皆様には大変ご不便をおかけしております。当初は北総合運動公園内にある合宿所の温泉を利用していただくことにより、利用者の不便解消を考え、5月24日に上十三保健所に公衆浴場の許可申請を提出したところであります。5月29日、上十三保健所の現地視察におきまして、合宿所浴室の天井の勾配がないことにより水滴が落ちるとの指摘を受け、改修工事が必要とされることから、工期から許可まで相当日数を要すると考えられ、急遽予定を変更し、きのうの10日、毎週月曜日と水曜日、東北町老人福祉センターと上北保健福祉センターとの間のバスの運行を実施しております。当面はこの方法により利用者の不便解消を図りたいと考えておりますが、利用状況等に応じ、さらなる対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の温泉再開の見通しについて伺うについてであります。調査報告によると砂と水の流入はこれから

も継続されていくものと予想されることから、当該温泉の使用が難しくなり、当該施設に温泉を継続的に供給するためには代替温泉を検討すべきとの調査結果であり、当該温泉の再開は現状では難しいものと考えております。現在は新たな温泉井戸の掘削を含め、検討をしているところであります。

次に4点目、上北保健福祉センターの温泉は大丈夫かについてであります。平成22年7月に源泉ポンプ引き揚げ調査を実施、同年10月9日から12月20日までの間、上北保健福祉センターの源泉改修工事を行っております。これは、昭和47年7月の竣工時の温度43・5度と比較すると5度以上

な運営ができるよう対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。



沼山英隆 議員

質問一 児童、生徒等の安全確保対策について

①通学路の安全確保の現状と今後について

②防犯カメラ等の設置状況と今後の設置計画について

③地域防犯活動の現状と今後の取り組みについて

近年、全国各地で凶悪並びに悪質な犯罪が多発傾向にあります。連日のようにテレビ、新聞等で大きく報道されております。先日、神奈川県の川崎市で路上でスクールバスを待っていた児童らを刃物を持った男が襲った殺傷事件で、児童や大人ら20人が死傷しております。

していた散歩中の園児らに車が突っ込み、16人が死傷する事故が起きております。川崎市の路上も大津市の交差点も、そこが重大な事件、事故の現場になろうとは誰も想像しなかったはずだと言われております。

このような児童生徒が巻き込まれた殺人事件は大変痛ましく、非常に残念であります。亡くなられた方々に対し心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、殺人犯罪における人間の意識に対する報道で「誰でもないから殺してみたかった」など、人間として人道的観点から全くずれており、想像を絶する昨今の情勢であります。これらの犯罪をどう防ぐのか、社会教育による指導の重要性はさることながら、いかに児童生徒の安全対策が重要施策であることは言うまでもありません。また、パトロール、見守り対策も重要と考えますが、限界があります。今重要視されてきているのが防犯カメラであります。24時間映し続ける防犯カメラに

よって事件、事故や殺人の検挙につながり、カメラ設置によって未然に防いだ例も数多く報道されております。このようなことから児童生徒等を事件、事故から守るため、次の事項について3点ほど質問いたします。

まず、1点目であります。通学路の安全確保の現状と今後についてでございます。

2点目は、防犯カメラ等の設置状況と今後の設置計画についてでございます。

3点目は、地域防犯活動の現状と今後の取り組みについてであります。

以上質問しますので、町長、教育長の答弁をよろしく願います。

答 弁

①東北町通学路安全推進会議を組織し、各小中学校の通学路における危険箇所等についておむね年1回程度の合同点検を実施し、それ

ぞれの担当機関において安全確保対策を講じている。今後とも関係機関との連携を図りながら通学路の安全確保に向け、必要な対策を講じてまいりたい。

②小学校3校及び中学校2校、合わせて5校全ての小中学校において防犯カメラが設置されている。今後は、各学校と協議しながら児童生徒の安全確保対策上必要があれば増設する方向で検討してまいりたい。

③町としては、防犯指導隊や防犯協会等を組織して警察、消防、学校、地域等関係団体と協力し、犯罪や事故のない安全で安心な明るいまちづくりを目指し、活動している。今後引き続き、防災メールを活用して迅速な情報提供を配信するなど犯罪、事故等のない安全で明るいまちづくりを目指して取り組んでまいりたい。

町内の小中学校で

は、長期休業期間中や町の各行事の期間中、教職員とPTAが協力して巡回指導や安全パトロールなどを積極的に実施している。町の防災メールとあわせて整備した学校安全配信システムの活用により、これからも引き続き子供たちの安全確保に努めてまいりたい。

町長

一般質問通告のありました質問事項、児童、生徒等の安全確保対策についての3点目、地域防犯活動の現状と今後の取り組みについての町全体と関わる部分につきましては私から答弁申し上げ、学校や児童生徒に関わる部分につきましては教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

我が町の地域防犯活動の現状につきましては、防犯指導隊や防犯協会等を組織して警察、消防、学校、地域等関係団体と協力し、犯罪や事故のない安全で安心な明るいまちづくりを目指し、活動してお

ります。具体的な内容といったしましては、広報紙への掲載や街頭指導等による啓蒙活動の実施、夜間巡回活動、イベントの際のパトロールの実施等、各種犯罪及び災害事故等の防止に向け活動している状況にあります。今後、更に取り組みものとしては警察、消防、学校、地域等の関係団体と協力を密にするとともに、町で整備した防災メールを活用して迅速な情報提供を配信するなど犯罪、事故等のない安全で明るいまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

教育長

それでは、引き続き私のほうから6番、沼山英隆議員のご質問にお答えします。

質問事項の児童生徒等の安全確保対策についてお答えします。まず、1点目の通学路の安全確保の状況と今後についてであります。東北町教育委員会では青森県上北地域県民局や七戸警察署をはじめ

学校及び役場関係課で構成す

る東北町通学路安全推進会議を組織し、各小中学校の通学路における危険箇所等についておむね年1回程度の合同点検を実施し、歩道や横断歩道、防犯灯の設置状況等を確認し、それぞれの担当機関において安全確保対策を講じているところであります。危険箇所の位置や対策内容等につきましては東北町通学路安全プログラムとしてまとめ、町のホームページにも掲載し、公表しているところであります。

また、町内の小中学校では、新入学児童生徒を迎える4月に合わせ交通安全教室の開催や、教職員とPTAによる通学路安全点検や登下校時の街頭指導を実施しております。

今後とも関係機関との連携を図りながら、通学路の合同点検を引き続き実施していくとともに、各学校及びPTA、地域からの情報をもとに通学路の安全確保に向け、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の防犯カメラ等の設置状況と今後の設置計

画についてありますが、町内の小中学校における防犯カメラの設置状況につきまして、設置台数等に違いはあるものの、小学校3校及び中学校2校、合わせて5校全ての小中学校において防犯カメラが設置されている状況です。

また、東北町が防災メールとあわせて整備した学校安全配信システムの活用により、自然災害による危険情報や不審者情報など緊急性の高い情報を迅速かつ適切に保護者等に配信することにより、これからの引き続き子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

今後の設置計画につきましては、今年度改修事業が完了する上北小学校に8台の防犯カメラを設置する予定となっているほか、各学校と協議しながら児童生徒の安全確保対策上必要があれば増設する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域防犯活動の現状と今後の取組についてであります。町内の小中学校では夏休みなどの長期休業期間中や湖水まつりや秋祭りなど各行事の期間中、教職員とPTAが協力して巡回指

②当時の職員採用基準と現在の採用基準について

東北町の職員公金着服事件についてお伺いいたします。

去る4月25日に新聞報道されたとおり、当時農林水産課の32歳の女性主事が町の外郭団体の口座から計290万円を着服したことに関連して質問いたします。東北町からは5月9日の全員協議会にて説明がございましたが、その後の各課における公金の管理状況については調査段階ということ、報告はいただけない状況でございます。今定例会の最終日にご説明いただけるということですが、先んじて私の一般質問にてお伺いさせていただきます。

我が町では、過去にも2014年3月に女性職員が約1,400万円を着服し懲戒免職、同年の5月には男性職員が約70万円を詐取し懲戒免職、2017年4月には社会福祉協議会の職員が100万円を超える介護保険利用料を着服して懲戒免職となっており、今回の事件と合わせるとこの5年間の間に4件もの公金着服

事件が発生しており、町民はもとより、青森県内あるいは県外で働く東北町出身者を大いに憤慨、落胆させており、町の信頼は底辺にあると言っている状況です。

近隣市町村の職員の公金着服については、七戸町では10年前の2009年7月に商工観光課主査だった男性職員がイベントの経費を計303万円着服したこととして懲戒免職になっており、野辺地町では2017年9月に町民課主事補だった女性職員が税務課内金庫から町税徴収金7万円を窃取し、懲戒処分されております。

また、職員の採用については、ことし4月に経歴詐称があったとして青森市役所の総務部30代の男性職員が懲戒免職処分をされております。当町でも採用時の履歴書、経歴書のチェックがどうだったのか、採用基準に疑問が残るところであり、現職員の経歴についても再チェックの是非が問われております。

近隣市町村を見れば10年に1度公金の扱いにおける事件

が起きるかどうかの頻度であることに對して、我が町では5年の間に4度もの着服事件が起きており、異常と言える状況にあります。この頻度であれば来年中に同様の事件が起り得る可能性があり、今回の事件が氷山の一角なのではないかという不安の声が聞こえてきております。そこで、ほかの課での公金に対する扱いはどうなっているのか、1つ目として事件発覚後の町執行部の対応について説明を求めるとともに、各課の公金管理状況についてお伺いいたします。

2つ目として、今回の事件の女性職員の採用当時の採用基準と現在の採用基準についてお伺いいたします。

質問二 自治体ポイントについて

①2017年9月に総務省がスタートさせた自治体制度について導入予定はある。

②導入予定が無い場合、自治



議員 坂本直大

東北町職員の横領事件について

質問一

①事件発覚後の町執行部の対応について

体ポイント制度以外のもの
で健康事業やボランティア・ポイントを絡めたイベントへの参加を促す仕組みの導入予定はあるか。

次に、自治体ポイント制度について伺いたいします。
2017年9月25日より総務省主管でスタートされた自治体ポイント制度は、マイナンバーカードを利用して公共施設のさまざまな利用者カードを1枚にするともに、各自

性に富んだ仕組みを導入、展開しております。青森県では隣町である七戸町が自治体ポイント制度を導入しており、全国共通ポイントシステムを活用した地域循環型共生システムの構築に取り組んでいます。

我が町に当てはめて考えてみると、マイナンバーカードとクレジットカード機能を合わせることでより公共料金の支払いなどに運用できる可能性があり、町民のデータベースを活用することによりさまざまな分野からの地域づくりを戦略的に推進していくことが可能となり、ポイント制度を使って1次産業の分野や道の駅での利用を初め、教育分野、住宅リフォームなどの建設分野、個人宅への除排雪の支援など、導入による地域活性化のメニューは豊富に考えることができ、メリットははかり知れないものとなるのではないかと考えられます。

以上のことから、我が町での自治体ポイント制度導入の予定はあるか。ない場合には、ポイントを利用した健康事業、町からもインフルエンサーと

ボランティア、イベント参加などを促す仕組みの導入予定があるかどうかをお尋ね、伺いたいします。

質問三

インフルエンサーマーケティングについて

①当町出身インフルエンサー(世間に与える影響が大きい人物)と町長または東北町との現在と今後の関係性の構築について教えてください。

最後に、インフルエンサー

マーケティングについて伺いたします。インフルエンサーマーケティングとは、他人や社会に影響力のある方がSNSなどを通じて多数のフォロワーにさまざまな商品やサービスの宣伝、広告をしていくことにより購買力を高めていくマーケティング手法であり、企業が有名アスリートや芸能人をCMで採用することにも似ております。我が町からもインフルエンサーと

答 弁

町 長

質問一

①4月18日、迅速な調査の実施と事の進展に伴い随時報告するよう指示。

4月22日、緊急の課長会議を開催、事件の内容を説明し、各課のチェック体制の強化と通帳、印鑑等の保管を厳重にするよう指示、再発防止と信頼回復に向けて取り組みよう厳しく伝えた。

4月22日職員懲戒分限審査委員会に諮問、二回の審査会を開催した後、4月24日、答申を受け、同日職員の処分をした。

今回の質問では、東北町出身の影響力のある方に対して、これから社会に大きな影響を及ぼす可能性を大いに秘めた当町の若者に対してどのようなコミュニケーションを形成されているのか伺いするものがあります。

以上、よろしくお願いいたします。

4月25日、緊急の朝礼を開催、職員の前で今回の不祥事についてあつてはならないことが起きてしまった、課内のチェック体制を見直し、二度とこのようなことを起こさぬよう、全体の奉仕者として襟を正し、職務に精励するよう厳しく訓示。

通帳や印鑑はマニュアルどおり課内別々に管理しておりましたが、机やキャビンの鍵の保管状況や通帳を使用する際のチェック体制に問題がありましたので、今回の不祥事の発生の要因になっているものと考え、公金等取扱事務の適正化に関する方針、マニュアルの見直しについては、ここを重点的に改訂した。また、不正な払い出し等の非違行為は無かった。

②毎年要項を作成し、県の町村会で実施している同一試験、町で実施している2次試験の面接、小論文等それぞれの結果をもとに総合的に判断している。

質問二

①現状では自治体ポイント利用可能な対象者が少なく、余り効果が見込まれないことから、現在当町では自治体ポイント制度導入につきましては予定しておりませんので、ご理解を賜りたい。

②健康事業やボランティア活動に対してポイントを付与する事業を実施する予定はありませんが、地域で活動する保健協力員、食生活改善推進員の皆様や民生委員の皆様等の人的支援、協力を得ながら各種健康づくり事業や地域福祉の担い手となるボランティア活動を推進するほか、町ホームページ、町広報、東北町テレビ等を通して周知し、参加を促してまいりたい。

質問三

①総合的に考えた場合、今のところインフルエンサーを活用する予定はありません。町といましては東北町ホームページの充実を図り、町の魅力、情報の発信を促進してまいりたい。

一般質問通告のありました質問事項1の東北町職員の横領事件についてであります。今定例会開会日の冒頭でも触れましたが、今回の不祥事に

つきましてはあつてはならない行為であり、町の信用を傷つけたことなどに対し大変申しわけなく思っております。今後におきましては職員の綱紀粛正を図り、再発防止と信頼回復に努めていく所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、1点目の事件発覚後の町執行部の対応についての説明と公金の管理状況についてであります。去る5月9日の全員協議会でもご説明申し上げておりますが、4月18日に事件発生の報告を担当の農林水産課長から受けた後は、迅速な調査の実施と事の進展に伴い随時報告するよう指示をいたしております。

さらに、この日は夕方になり、当事者が着服を認めたため、通帳を探し出し、着服した金額の確認を指示しております。翌19日には当事者から通帳の提出を受けたので、着服した金額の確定と当事者の事情聴取の指示を行いました。着服した金額の合計が29万9,192円であること、さらには当事者からは22日には全額

返済する旨の連絡があつたことと報告を受けております。

土日を挟み、22日には事件の概要が判明したため、緊急の課長会議を開催、事件の内容を説明し、各課のチェック体制の強化と通帳、印鑑等の保管を厳重にするよう指示、再発防止と信頼回復に向けて取り組むよう厳しく指示をしております。また同日、職員懲戒分限審査委員会の会長である副町長に対し、審査委員会を開催し、職員の処分の審査をするよう諮問し、第1回目の審査委員会を開催しております。また、この日には着服した全額を協議会の通帳に振り込んだことの報告を受けております。

23日には協議会の通帳を記載し、着服した金額全額が返済されたことを確認したので、翌24日に第2回の審査委員会の審査の答申を受け、職員の処分を決定し、即日辞令を交付いたしました。

25日には本庁舎とコミュニティセンターにおきまして緊急の朝礼を開催、職員の前で今回の不祥事についてあつて

はならないことが起きてしまった、課内のチェック体制を見直し、二度とこのようなことを起こさぬよう、全体の奉仕者として襟を正し、職務に精励するよう厳しく訓示したところでもあります。

さらに、連休明けの5月7日には会計課長に対しマニュアルの見直しを指示、5月9日には議会全員協議会におきまして職員の懲戒処分等につきまして説明をさせていただいたところであります。

また、農林水産課以外の課の外郭団体等の通帳や印鑑の管理状況、不正な払い出し等の非違行為の有無につきましても調査しました。通帳や印鑑はマニュアルどおり課内別々に管理しておりましたが、机やキャビンの鍵の保管状況や通帳を使用する際のチェック体制に問題がありましたので、今回の不祥事の発生の要因になっているものと考え、公金等取扱事務の適正化に関する方針、マニュアルの見直しについては、ここを重点的に改訂したところであります。また、不正な払い出し等の非

違行為はありませんでした。

次に、2点目の当時の職員採用基準と現在の採用基準についてであります。採用試験については毎年要項を作成し、県の町村会で実施している同一試験、町で実施している2次試験の面接、小論文等それぞれの結果をもとに総合的に判断をしております。

続きまして、質問事項2の自治体ポイントについてお答えをいたします。まず、1点

では自治体ポイントを実施している自治体で利用できるほか、オンラインで地域の物産を購入できる仕組みになっているようでもあります。自治体ポイント制度の利用につきましては、利用される方は通知カードではなく、顔写真付きのマイナバーカードを所有している方で、ID登録をしなければ利用ができないことになっております。

また、利用対象者となるマイナバーカードの交付状況を見ますと、平成31年4月1日現在では全国レベルで交付枚数は約1,657万枚、人口に対する交付枚数率は13・0%になっており、全国で自治体ポイントを実施しているところは69自治体となっている状況であります。

以上のことから、現状では自治体ポイント利用可能な対象者が少なく、余り効果が見込まれないことから、現在当町では自治体ポイント制度導入につきましては予定しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、使い道につきま

次に、2点目の自治体ポイ

ント制度導入がない場合、自治体ポイント制度以外のもの健康事業やボランティアポイントを含めたイベントの参加を促す仕組みの導入予定はあるかについてであります。

次に、質問事項3のインフルエンサーマーケティングについての当町出身インフルエンサーと町長または東北町との現在と今後の関係性の構築についてであります。情報

業を行っているところもございます。当町におきましては、健康事業やボランティア活動に対してポイントを付与する事業は実施する予定はございませんが、地域社会において生涯にわたり健康を維持するため、楽しく運動習慣の定着を図り、継続することや、地域福祉向上のため地域に密着したボランティア活動を行うことは健康増進、地域コミュニティの構築に大変重要なことであり、町では地域で活動する保健協力員、食生活改善推進員の皆様や民生委員の皆様等の人的支援、協力を得ながら各種健康づくり事業や地域福祉の担い手となるボラ

化社会ということでICT、情報通信技術は進展し続けており、あらゆる分野でICTを活用する社会へと変化してきております。スマートフォンやタブレット端末等の急速な普及、SNS等の社会的相互性を持つ情報媒体の利用拡大など、ICTを活用したサービスの多様化、高度化により双方向の情報伝達が加速し、住民生活や経済活動にも大きな変化が生じてきているところでもあります。

- ① 70歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納はどのような状況なのか。
- ② 運転免許証自主返納者支援協賛店を増やす取り組みの考えはないか。
- ③ 路線バスや電車などの交通手段を低料金で利用出来るようにするなど高齢者の利用しやすい交通手段の確保に取り組む考えはないか。



市 川 俊 光 議員

運転免許証自主返納の促進策について

警察では高齢ドライバーによる事故がふえていることを

運転免許証の自主返納制度は1998年にスタートしていますが、免許証を自主返納すると、そのかわりに運転経歴証明書が交付されます。運転経歴証明書は免許証と同じようなカード形式のもので、本人確認の身分証明に使用することが出来ます。また、証明書を提示することで運転免許自主返納者支援事業協賛店でさまざまな支援を受けることもできます。例えば協賛店

しかし、これだけでは運転免許証を手放せるほど便利だとは言えません。さらに移動の自由度を高めるための施策が必要ではないでしょうか。例えば町内を走っている路線バスや鉄道の運賃に高齢者料金を設定し、高齢者が気軽に利用できるようにするなど、全国各地の自治体が行っている事例にも学びながら、町として高齢者が利用しやすい交通手段を確保する取り組みを進めることができないでしょうか。高齢者の利用しやすい交通手段の確保策について、町としてのご見解をお聞かせください。

我が町では運転免許自主返納者を支援する協賛店がまだまだ少なく、自主返納者へのサポートが弱いと感じます。運転免許証を自主返納すると楽しみがふえると感じられてこそ、自主返納の機運が高まるのではないのでしょうか。運転免許証自主返納者支援事業は警察署が取り組んでいる事業ですが、町としても交通安全の安全を確保する立場から運転免許自主返納者支援事業協賛店をふやす取り組みを行ってはいかがでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

高齡ドライバーが運転免許

東北町老人福祉センターに入浴施設休止における対応について

この点に関して、きょうの最初の質問者であった岡山議員に対して回答がされていきますので、この点については回答を割愛していただくことに私のほうからお願いしたいと思います。その上で、この問題に関連した事項については

再質問という形でお聞きしたいと思います。
以上、質問といたします。
よろしくお願いいたします。

答 弁

町 長

質 問 一

①平成30年度に七戸警察署に届け出た東北町の自主返納の件数は37件。

②現在のところ当町で登録してある支援事業協賛店は2事業者。今後は、関係団体などに支援事業協賛店に登録いただきまます様、しっかりと働きかけてまいりたい。

③公共交通につきましては、町民生活における身近な交通手段として、その維持、確保に向け関係機関に、今後働きかけていきたい。

質 問 二

市川議員のお話のとおり、答弁を割愛させていただきます。

一般質問通告のありました質問事項1の運転免許証自主返納の促進策についての1点目、我が町の70歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納の状況についてであります。七戸警察署に問い合わせましたところ、平成30年度に七戸警察署に届け出た東北町の自主返納の件数は37件、ということでした。

次に、2点目の運転免許証自主返納者支援事業協賛店をふやす町の取り組みの考えについてであります。現在のところ当町で登録してある支援事業協賛店は2事業者となっており。今後は運転免許証自主返納者支援事業を広く周知するとともに、その機運を高めるために関係団体などに支援事業協賛店に登録いただきますようしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

次に、3点目の運転免許証の自主返納を促進するには高

齢者にとって利用しやすい交通手段の充実が重要であると考えております。

路線バスや電車などの交通手段を低料金で利用できるようにするなど、高齢者の利用しやすい交通手段の確保に取り組み考えはないかについてであります。当町の公共交通につきましては青い森鉄道が走り、小川原駅、上北町駅、乙供駅、千曳駅の4つの駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行されています。また、町におきましても町民バスを運行しているところがございます。青い森鉄道につ

きましては上下合わせて1日46本が運行され、民間のバス路線につきましても9路線が確保されて運行しております。また、町民バスにつきましては1日当たり8路線を運行し、交通手段の確保に努めているところでございます。

さて、公共交通につきましては町民生活における身近な交通手段として、その維持、確保に向け関係機関に今後働きかけていきたいとも考えております。また、路線バスや電車などの交通手段を低料金で利用可能にすることにつきましては、今のところ実施

きまして、質問事項2の老人福祉センターの入浴施設休止における対応については、先ほど市川議員からお話がありましたよう、そしてまた議長の了解を得まして答弁を割愛させていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

各委員会の活動 (4月～6月)

★総務企画常任委員会

開催日	事 件 (内容)
5月22日	所管事務調査
(1)総務課	①公共施設における受動喫煙対策について

★産業建設常任委員会

開催日	事 件 (内容)
5月23日	付託事件 ①請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願 所管事務調査 (1)農林水産課 ①令和元年度経営所得安定対策等の概要について (2)水道課 ①上水道施設の現状について

★教育民生常任委員会

開催日	事 件 (内容)
5月24日	所管事務調査 (1)福祉課 ①介護保険料の軽減措置拡大について (2)保健衛生課 ①東北町任意インフルエンザ予防接種助成事業について ②平成30年度の基金運用・処分実績について ③学 務 課 ②東北町がん検診事業について ①平成30年度の基金運用・処分実績について ①上北小学校の視察について

★議会運営委員会

開催日	事 件 (内容)
5月31日	(1)会期日程について ①令和元年第2回東北町議会定例会付議事件の概要 ②議会提出案件(予定)等 ③一般質問通告状況(5月30日正午までに通告) 4人 (2)請願、陳情等の取り扱いについて

★議会広報特別委員会

開催日	事 件 (内容)
4月24日	(1)議会だより第56号の編集について

委員会報告

◎総務企画常任委員会

(5月22日開催)

委員長 瀬 川 武 春

所管事務調査結果

〈5月22日〉

る受動喫煙対策について説明を受けた。

●公共施設における受動喫煙対策について

○健康増進法の一部改正に伴う公共施設における受動喫煙対策について



総務課関係

町側から、公共施設におけ

改正の趣旨…望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

基本的な考え方第1
望まない受動喫煙をなくす
基本的な考え方第2

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

基本的な考え方第3

施設の類型・場所ごとに対策を実施
改正の概要…

1. 国及び地方公共団体の責務等

(1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

(2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等
(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。

(2) 都道府県知事は、(1)

に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の住居の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

(4) 喫煙をすることができ、る室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。

(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。

○当町の公共施設の受動喫煙対策

第1種施設 敷地内禁煙

(令和元年7月1日施行)
対象施設…本庁舎、分庁舎、各学校(放課後子ども教室等)、コミセン

第2種施設 原則屋内禁煙
(令和2年4月1日施行)
対象施設…その他公共施設(文化センター、中央公民館、スポーツ施設等)

【質疑】公共施設は禁煙になるが、商店街はどうなるのか。

【回答】その他一般の商店などは、保健衛生課で今後進めていくこととなります。

【質疑】当町の自主財源の一つである、たばこ税の収入も大きいので、喫煙場所を設置する考えはないのか。

【回答】喫煙場所を設置可能かいろいろ想定しましたが、設置条件が難しいため設置しないこととします。

【質疑】第1種の対象施設にコミセン、第2種の対象施設には文化センター等が入っているが、その違いは何か。

【回答】コミセンについては、分庁舎の敷地の中にあり駐車

場も併用しているため第1種施設の区分となります。

【質疑】町内会が管理している集会場はどのような対応になるのか。

【回答】集会場等は、第2種施設に分類されると思われるが、今後協議検討し令和2年4月1日から施行となります。

【要望】特定屋外設置場所が設けられるのであれば要望します。

◎産業建設常任委員会

(5月23日開催)

委員長 沼山 浩幸

所管事務調査結果

(5月23日)



農林水産課関係

町側から、令和元年度経営所得安定対策等の概要について説明を受けた。

●令和元年度経営所得安定対策等の概要について

1 平成31年度経営所得安定対策等のあらまし

経営所得安定対策等の関連施策を活用して、飼料用米等の新規需要米や野菜等高収益作物等の生産に取組み、安定した水田農業の経営を目指す。

平成31年度経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金

(1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

数量払(平均交付単価)	
小麦6,	940円/60kg
大豆9,	040円/60kg
そば	16,840円/45kg
なたね	9,920円/60kg

面積払 当年産の作付面積に基づいて交付

(2) 米、畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填

(3) 水田活用の直接支払交

2 産地交付金の概要について			
県段階			
県設定	単価（10aあたり）		
（１）新市場開拓用米（輸出米等）	9,000円		
（２）飼料用米（多収品種）	5,850円		
国設定			
（１）飼料用米（多収品種）	12,000円		
（２）そば（基幹作）	20,000円		
（３）なたね（基幹作）	20,000円		
（４）新市場開拓用米（輸出米等）	20,000円		
（５）畑地化（交付対象水田から除外）	105,000円		
町段階	上限単価	当初単価	
（１）飼料米（一般品種）への支援	15,000円	13,500円	
（２）加工米の低コスト生産への支援	7,500円	6,750円	
（３）基幹作物作付支援（ながいも、にんにく、ごぼう）	32,000円	28,000円	
（４）高収益作物支援（１グループ）	20,000円	17,000円	
（５）高収益作物支援（２グループ）	11,000円	9,500円	
（６）わら利用支援（耕畜連携）	6,000円	5,000円	

交付金 単価	加工用米 2. 0万円／10a	飼料用米、米粉用米 2. 0万円／10a	収量に応じ	WCS用稲 8. 0万円／10a	麦、大豆、飼料作物 3. 5万円／10a
-----------	--------------------	-------------------------	-------	---------------------	-------------------------

【質疑】活用方法の中で、配分枠が前年度の9割程になったと説明がありましたが農家が減ったのか。

【回答】農家が減ったのではなく、当初の配分としては例年9割程度を配分し、秋にある程度確定した段階で決まった枠内で再度追加配分となります。

【要望】当町は、高収益作物、及び基幹作物等に補助金を増額し対応していることは良いことで、これからも積極的に取り組んで欲しい。

水道課関係

町側から、上水道施設の現状について説明を受けた。

●上水道施設の現状について

保守点検業務
モニタリング
（小川原・大浦地区以外）
電気保安業務（毎月）
水道施設保守点検（年2回）
水質検査（毎月）
残塩毎日検査（12ヶ所）
施設点検（毎週）
原水調査（毎月）
取水ポンプ交換時（ポンプの分解及び揚水管の状況確認）

今後の検討
アセットマネジメント策定（令和2年度予定）
老朽管の更新（石綿管等）
特定防衛施設調整交付金（平成30年度）
生活基盤施設耐震化等交付金（厚生労働省）要望中
給水車の購入
増圧ポンプの設置（施設間の連絡）
東部浄水場6号井戸の新設
取水ポンプ交換（20年以上経過ポンプ）

	既認可		変更認可（H28）		
	給水人口 （人）	一日最大給水量 （㎡）	給水人口 （人）	一日最大給水量 （㎡）	H30一日平均配水量 （㎡）
上北地区	10,200	5,750	8,260	4,071	3,375
甲地地区	3,478	1,469	2,880	1,475	1,160
外姥沢地区	5,000	2,400	4,040	2,072	1,629
淋代地区	381	212	240	203	46
西部地区	2,013	841	1,100	871	820
美須々・柵地区	146	196	70	72	98

料金審議会（令和2年度予定）

料金改定（令和3年度予定）

【質疑】上北地区は増圧ポンプを設置すれば、全域に水が届くことですが、増圧ポンプの設置場所は予定されているのか。

【回答】具体的な場所は、今後検討していきます。

【質疑】東北町に石綿管は、何キロ残っているのか。

【回答】町全体で20キロ以上あります。

【質疑】外蛸沢地区の東部浄水場6号井戸新設は検討課題になっているが、候補予定地はどの辺か。

【回答】東北小学校周辺2ヶ所、北総合運動公園駐車場、社会教育課遺跡発掘資料室解体後の跡地、武道館前の5ヶ所を検討しています。

【要望】給水車購入、新設の井戸については、速やかに進めるようお願いします。

アセットマネジメント策定については、来年度ではなく前倒しして取りかかるよう検討して欲しい。

◎教育民生常任委員会

（5月24日開催）

委員長 沼山 英隆

所管事務調査結果

（5月24日）



福祉課関係

町側から、介護保険料の軽減措置拡大について報告を受けた。

●介護保険料の軽減措置拡大について

概要…介護保険法施行令の改正により実施するものでありますが、10月からの消費税率10%引き上げに伴い、低所得者の第1号保険料軽減強化を図るものです。

内容…平成27年4月からすでに第1段階の保険料軽減を一部実施していますが、本年10月から消費税率10%へ引き上げになることに伴い、第1段階から第3段階まで

を対象とし、更に軽減強化を図るものです。

対象に、町で軽減措置を図って欲しい。

【要望】1段階から3段階までは軽減措置拡大をするが、更に4段階から9段階までを

保健衛生課関係

町側から、東北町任意インフルエンザ予防接種助成事業

具体的な軽減幅				
基準額8,380円（第5段階 基準額8,380円×1.0）				
第1段階	現行	基準額×0.45	3,771円／月	45,250円／年
	軽減後	基準額×0.375	3,143円／月	37,710円／年
	比較		△628円／月	△7,540円／年
第2段階	現行	基準額×0.75	6,285円／月	75,420円／年
	軽減後	基準額×0.625	5,238円／月	62,850円／年
	比較		△1,047円／月	△12,570円／年
第3段階	現行	基準額×0.75	6,285円／月	75,420円／年
	軽減後	基準額×0.725	6,075円／月	72,900円／年
	比較		△210円／月	△2,520円／年
第1段階	生活保護者及び世帯全員非課税で本人年金収入80万円以下			1,544人
第2段階	世帯全員非課税で本人年金収入80万円から120万円以下			470人
第3段階	世帯全員非課税で本人年金収入120万円超			301人
事業費及び財源内訳				
事業費	18,308,180円			
国庫負担金	9,154,090円（1／2）			
県負担金	4,577,045円（1／4）			
一般財源	4,577,045円（1／4）			

3 特別事業費	運用益収入3,000円	0.03%
	基金を充て実施した継続	
	基金	
2 基金の運用実績	基金運用額	10,000,000円
	運用先	十和田おいらせ
	農業協同組合	上北支店
1 基金の造成及び処分の状況	基金残金	15,241,000円
	基金処分額	4,762,000円
	運用益造成額	3,000円
●東北町任意インフルエンザ予防接種助成事業について（平成30年度の基金運用・処分実績について）	交付金	20,000,000円
	基金の造成及び処分の状況	
	基金の造成及び処分の状況	

基金充当額 4,972,248円
基金全体計画書 4,762,000円
運用先 青森県信用組合
上北町支店

平成29年4月1日～平成40年3月31日までの合計

基金運用額 49,246,000円
運用形態 定期預金
年平均運用利回り 0.03%

基金造成額 交付金 44,000,000円
運用益 47,721円
合計 44,047,721円

基金処分額 事業費 44,843,000円
処分額 44,047,721円

基金充当額 27,176,338円
基金全体計画書 平成29年4月1日～平成40年3月31日までの合計

基金造成額 交付金 229,928,000円
運用益 259,136円
合計 230,187,136円

●東北町がん検診事業について(平成30年度の基金運用・処分実績について)

1 基金の造成及び処分の状況

交付金 118,436,000円
運用益造成額 14,773円

基金処分額 27,176,000円

基金残金 91,274,773円
基金の運用実績

【回答】町内の6ヶ月から15歳までの方が対象です。
学務課関係

町側から、上北小学校の視察についてを受けた。

上北小学校改修事業概要

1 校舎改修工事(工事期間…平成30年度～令和元年度)

(1) 延べ床面積 A≒4,338㎡

(2) 全体工事費 812,596千円

うち大規模改修事業 578,151千円

うち防音機能復旧事業 234,445千円

(3) 年度別工事区域及び工事費

平成30年度 南棟・職員室

(北棟) 1,927㎡ 341,567千円

令和元年度 北棟(職員室

除く)・昇降口棟・機械室

2,411㎡ 471,029千円

(4) 主な居室

普通教室12室、特別支援教室2室、特別教室15室、職員室、校長室、相談室、会議室

2室、教材室3室
(5) 主な改修内容
※構造体のみを残した全面改修
照明のLED化、トイレ洋式化、冷暖エアコン設置、外壁クラック補修及び塗装、多目的トイレ設置他
2 講堂改修工事(工事期間…令和元年度)

(1) 延べ床面積 A≒953㎡(講堂、渡り廊下、機械室)

(2) 全体工事費 151,536千円

うち大規模改修事業 98,483千円

うち防音機能復旧事業 53,053千円

(3) 主な居室

アリーナ、ステージ、控え室

2室、更衣室2室、器具庫

(4) 主な改修内容

暖房・音響機器更新、ステージ幕更新、照明のLED化、防

災用非常電源設備設置、トイレ

洋式化、外壁・屋根塗装、床下陸調整及び塗装他

(※天井は、平成27年度改修済み)

3 備品等整備(整備期間…令和元年度)

(1) 事務用備品等整備一式 35,000千円

【質問】講堂を使用できない改修工事期間中は、どこを使用するのか。
【回答】講堂を使用する授業や行事については、改修前の1学期中に実施するよう対応しておりますが、どうしても屋内を使用しなければならぬ時は、公共施設を利用することになっています。



議会の動き(4～6月)

教育民生常任委員会 令和元年5.24上北小学校視察

1階廊下1年1組前



1階廊下教材室前



1階廊下多目的ルーム前



職員玄関前



月 日	用 務
4月12日	下北半島振興促進連絡協議会 総会
4月24日	議会広報特別委員会 東北町議会互助会役員会
5月9日	全員協議会
5月20日	在日米軍再編6基地関係市町村議会協議会総会・意見交換会
5月22日	総務企画常任委員会
5月23日	産業建設常任委員会
5月24日	教育民生常任委員会
5月24日	上北郡町村議会議長会第1回定例会
5月28日	令和元年度町村議会議長・副議長研修会
5月31日	議会運営委員会
6月6日	青森県町村議会議長会臨時総会

月 日	用 務
6月7日	議会定例会
6月11日	議会定例会
6月12日	議会定例会
6月16日	中部上北連合観閲式
6月27日	北奥羽開発促進協議会定例総会

☆お知らせ
東北町テレビ
(東北町自主放送
11チャンネル)
町議会9月定例会
放送予定
(9月上旬)
放送日程や内容は、リ
モコンの「番組表」ボ
タンで確認することが
できます。

議 長 笹 倉 健
議会広報特別委員会
委員長 田 嶋 悟
副委員長 市 川 俊 光
委員 瀬 川 武 春
委員 沼 山 英 隆
委員 沼 山 浩 幸
委員 蛸 名 竜 也
TEL 0176-56-3111
FAX 0176-56-3110

今月は「議会だより第57号」
をお届けします。
本号は、6月定例会を主に
編集しましたが、内容の一部
を要約しておりますのでご了
承願います。
議会広報特別委員会では町
民の皆様にご覧いただける紙面作
りを心がけております。ご意
見、ご要望等がありましたら
匿名でも結構ですのご投稿
をお願いします。

